事務事業	成年後見制度の利用促進							
章	1 健康でおもいやりのあるまち							
大項目	02 地域とともに育む福祉社会づくり							
施策	5 01 きめこまやかな総合的福祉の推進							
事業内容								
目的	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難 目的 はった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制を くります。							
対象・手段 新宿区社会福祉協議会に成年後見制度推進機関を設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援してい きます。								
成果(喜業が意図する成果)								

後見人の担い手の裾野の拡大、孤立の防止及び関係者等による横断的な連携が図れるとともに、制度の利用を必要とする人の把握や、後見人業務以外での地域でのサポート体制が構築されます。その結果、成年後

						事業成果指標					
指標名					定義			目	標水準	Ī	
成年後見制度推進機関の設置運営				成年後見制度の利用を促進するための機関 を新たに設置運営します			関 (平成19 100%)	年度に の水準達所	
								()	年度に
								()	の水準達原
								()	年度に
								()	の水準達成
						成果の達成状況					
	単位平成		平成1	5年度	平成16年度	平成17年度	平成1	8年度	備	考	
	目標值1				0.00	0.00	0.00		0.00		
	実績 1			0.00		0.00	0.00		0.00		
重	= /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
事業も	目標値2				0.00	0.00	0.00		0.00		
成 実績 2 指 = /					0.00	0.00	0.00		0.00		
指揮	= /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
漂	目標値3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	実績 3				0.00	0.00	0.00		0.00		
	= /		%		0.00	0.00	0.00		0.00		
						事業の実施内容					
끅	⁷ 成17年度										
4	^Z 成18年度	事務処理》	ンステムの 1 回 2 0 0	導入 名)		開催(計7回)					

部名称			福	祉部	課名	吕称	管理語	管理課		
			単 位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考		
-1	事業費		千円	0	0	0	4,318			
	人件費		千円	0	0	0	0			
	事務費		千円	0	0	0	408			
タル	減価償却費等		千円	0	0	0	0			
ルコ	総計 = +	+ +	千円	0	0	0	4,726			
スト	受益者負担		千円	0	0	0	0			
	純計 = -		千円	0	0	0	4,726			
	受益者負担率	/	%	0.00	0.00	0.00	0.00			
財源内訳	一般財源 =	-	T.III	0	0	0	0			
	特定財源		千円	0	0	0	4,726			
	一般財源投入至	率 /	%	0.00	0.00	0.00	0.00			
職員	常勤職員		1	0.00	0.00	0.00	0.00			
	非常勤職員		人	0.00	0.00	0.00	0.00			
	三 巻に関する統計課題									

事業に関する検討課題

新宿区における成年後見制度の推進に向け、専門家、医師、福祉関係者等で構成する

現状のまま 継続

成年後見制度推進機関検討委員会を設けました。検討委員会において、推進機関の運営

平成18年度は、成年後見制度推進機関の設置に向けた検討を検討委員会において行ってきました。 推進機関を設置する平成19年度以降においては、推進機関の運営体制の充実と制度のさらなる普及促進 を図っていく必要があります。

達成度 3

評			•	体制等について討議を重ね、推進機関の設置に向けた準備を行いました。	
価基準		- ■ 効家性	3	推進機関において総合的に成年後見制度の利用を推進していくことは、制度 する区民、関係者等にとって有用であり、利便の向上につながります。	度を必要と
基づく評価	•	実施の成果	3	推進機関を設置し、総合的に成年後見制度の利用促進を図ることで、後見人等のする人に対し、きめ細やかな対応をすることができるようになります。また、成年行する理解が広がることにより、より円滑な活用が行われるようになります。	
	3	行政の関与	3	福祉サービスにおける成年後見制度の相談、問い合わせは、今後、増加してと思われます。これから制度を利用するであろう人や利用に結びついていないて、行政として働きかけをする責務は十分にあります。	
と理由	段階評価	妥当性	2	社会福祉協議会は、昭和28年の設立以来、地域福祉の中核を担っており、 からの信頼も厚く、成年後見制度を積極的に推進していくことができます。	地域住民
	です。	施策寄与度	2	認知症者、精神及び知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を続けていくことだったなります。このことは、きめこまやかな総合的福祉の推進に寄与していま	ができるよ
合評価	しね、て、	て、その果 一定の方 成年後見制。 認知症高	たす役 向性を 度を利 験者な	後見制度の相談窓口として、また、普及啓発や支援活動を行う拠点と 割は重要です。検討委員会では、推進機関のあり方について検討を重 打ち出すとともに報告書を取りまとめました。 用する人は、今後増加するものと予想されます。推進機関を設置し どの判断能力が十分でない人々を総合的に支援していくことは、区民 するものであり、大きく評価されるものと考えます。	B 過年度評価 17年度 16年度 15年度 14年度
改革方]			■ ■営体制を充実させていくとともに、広く区民へ働きかけを行い、制 ていきます。また、制度を必要とする人に対して、総合的に支援して	方向性 1